

# 議会だより

 屋久島

No.48

令和2年  
新春号

令和元年度木材利用優良施設コンクール  
内閣総理大臣賞受賞おめでとう！

## 《主な内容》

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ◇第3回定例会……………3～4  | ◇議決結果一覧……………12      |
| ◇常任委員会報告……………5～6 | ◇選挙管理委員会意見陳述……13～22 |
| ◇一般質問……………7～11   | ◇議会動向……………23        |

# 謹賀新年



本年もよろしくお願ひ申し上げます



# 令和元年 第3回 9月定例会報告

会 期	9月11日～9月24日
審議内容	・令和元年度屋久島町一般会計補正予算 承認=1件 条例案=8件 陳情=1件 報告=2件 同意案=4件 補正予算案=7件 その他=2件

月 日	曜	会議別	日 程
9月11日	水	本会議	○開 会
12日	木	本会議	○一般質問
13日	金	本会議	○一般質問
17日	火	委員会	○連合審査会 (総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会) ○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会(現地調査)
18日	水	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
19日	木	委員会	○産業厚生常任委員会
24日	火	本会議	○最終本会議



**令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第3号)の専決処分事項報告承認について(承認)**

5月18日の豪雨で被災した町道榑川宇都線橋梁の復旧費用並びに林道口永良部線の単価更正による費用のほか、屋久島高校演劇部全国大会出場に係る交際費の予算措置及び予算執行において、事務手続き上緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしました。

財源としては、国・県支出金、町債で調整をしております。

歳入歳出それぞれ1億3,021万3千円を追加し、予算の総額を107億3千2百28万9千円とする補正予算を専決処分いたしました。

**屋久島町道路線の認定について**

沿線宅地への生活道路として、適切な整備及び管理を行うため認定しようとするもの。

**屋久島町第二次振興計画の策定について**

総合的かつ計画的な行政の

運営を図るため、令和元年度から令和10年度の10ヶ年を計画期間とする屋久島町第二次振興計画を策定しようとするもの。

**屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について**

令和元年5月17日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、同年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例を廃止しようとするもの。

**屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について**

長時間労働の是正のため、人事院規則15-14の一部を改正する人事院規則が施行され、本町においても、この内容を踏まえて時間外勤務命令を行うことができる上限を定める必要があることから、所要の改正をしようとするもの。

**屋久島町立学校設置条例の一部改正について**

金岳小学校及び金岳中学校の校舍改築に伴う位置の変更と併せ、地番の訂正をしようとするもの。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、関係する条例について、所要の改正をしようとするもの。

**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、非常勤の特別職に対する任用の厳格化並びに一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」の創設等が規定されたため、関係する条例について、所要の改正をしようとするもの。

**屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について**

地方自治法第238条の4第7項の規定により許可した役場庁舎の使用について、同法第225条の規定による使用料の徴収に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

# 第3回定例会報告

## 屋久島町第2号会計年度任用職員給与に関する条例の制定について

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに創設された会計年度任用職員制度の導入に対応するため、会計年度任用職員のうち第2号会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員）の給与に関して条例を制定しようとするもの。

## 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに創設された会計年度任用職員制度の導入に対応するため、会計年度任用職員のうち第1号会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）の報酬、期末手当及び費用弁償に関して条例を制定しようとするもの。

## 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について

歳出予算の主なものは、総

務費では、コピー用紙など消耗品費、ふるさと納税手数料、だいきき基金積立、公共施設整備基金積立に係る経費などを、民生費では、プレミアム付商品券換金業務、児童入所措置に係る経費などを、衛生費では、簡易水道特別会計繰出金などを、農林水産業費では、屋久島農業管理センター負担金、畜産基盤再編総合整備事業業務負担金、牧場作業員賃金、水利施設等保全高度化事業事前調査業務、屋久島土地改良区運営費補助、林道北部線土地購入に係る経費などを、商工費では、個人番号カード利用環境整備、訪中セールス旅費等、屋久島観光協会補助金、湯向温泉設計に係る経費などを、土木費では、里町線・安房線排水路調査、尾之間温泉川整備、県営港湾事業負担金、県営街路事業負担金に係る経費などを、消防費では、熊毛地区消防組合負担金、春牧詰所造成費追加に係る経費などを、教育費では、神山小高圧電気引込負担金、成人式記念品に係る経費などを、災害復旧費では、

口永良部島本村湯向線、健康広場線道路災害復旧工事に係る経費を計上いたしました。地方交付税、国・県支出金、基金繰入金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ3億4千5百39万5千円を追加し、予算の総額を110億7千7百68万4千円にしようとするもの。

## 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

測量業務、工事材料に係る経費の増額などを、水道使用料、繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ9百65万6千円を追加し、予算の総額を、8億4百39万1千円にしようとするもの。

## 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

前年度繰越しに係る増額などを、基金積立などで調整し、歳入歳出それぞれ2千7百14万9千円を追加し、予算の総額を、19億3千2百23万6千円にしようとするもの。

## 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

介護給付費準備基金積立、国・県・支払基金負担金等償還に係る経費の増額などを、繰越金などで調整し、歳入歳出それぞれ3千6百95万4千円を追加し、予算の総額を、14億7千50万6千円にしようとするもの。

## 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

歳出予算内で、備品購入に係る経費の増額を、報償費などの減額で調整しようとするもの。

## 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について

収益的支出において、委託料の増額を、予備費で調整しようとするもの。

## 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

歳出予算内で、健康診査委託料の増額を、消耗品費などの減額で調整しようとするもの。

## 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意）

本年9月30日で任期満了を迎えます、荒木弘義委員、中馬義彦委員、緒方喜久委員、日高義正委員を、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任。

## 主な質疑

眞邊真紀 一般会計の予算のほうで、19ページ、農林水産業費のところ、光熱水費の理由と観光協会補助金の300万円とは。

産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長 林業費の林業振興費の中の需用費で、光熱水費が383万9,000円減額になっておりますが、これはLLP事業体のほうが直接支払うということ。観光まちづくり課長 人件費の不足分。

# 常任委員会報告

〔付託された議案を質疑、討論を経て採決します〕

常任委員会とは…町の仕事は様々な分野にわたっているので、2つの常任委員会が分担して、本会議の前に事前審査をしています。

## 総務文教常任委員会

「第二次振興計画(令和元年度から令和10年度を期限とする町の基本構成を策定したものの)について」

問) 本構想の目標設定や見直しの期間の Spann、町民への周知方法のありようなど。

答) いずれも検討し最大限善処する。

「八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について」

問) 10月までの保育料の未納があるのか。

答) 今月中(9月)に徴収したい。

「屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」

問) 長時間勤務の多い課や部署は。

答) 観光まちづくり課の職員と広報担当職員が100時間を超える、改正にそぐわないので職員配置等を検討し善処したい。

「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

問) 船舶の切符等改正が間に合うのか。

答) 既に準備に入っている。

「屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について」

問) フォーラム棟や議会棟、中庭での音出しや物販、飲食、スクリーン持ち込みでの上映会等の細かい制限は。

答) 今後利用が促進されるよう規則で定め具体的に検討していきたい。

「令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第4号)について(分割)について」

### <教育振興課所管>

問) では、各学校や公民館等のエアコン設置の進捗状況は。

答) 今年度予定している学校のエアコン設置はぎりぎり3月までかかる予定である。

### <政策推進課所管>

問) 憩いの森の遊具撤退と新設の予定は。

答) 人気の高い遊具なので新設を含め検討していきたい。

## 産業厚生常任委員会

「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(分割)について」

### <観光まちづくり課所管>

問) 10条の志戸子ガジュマル園公園条例は今まで5%とか8%の消費税は全然取り扱っていなかったか。

答) 取り扱っていない。

問) 指定管理者との事前協議は。

答) 青少年旅行村との打合わせは終了している。

### <産業振興課所管>

問) 第7条の屋久島町共同店舗1坪当たりの金額を示しているが、これに関して未収金はないか。

答) 2店舗分の金額にして18万円余りの未収金があり、定期的な分割納入により徐々に減ってきている。

問) 楠川茶工場については、色々と問題を抱えているのではないか。

答) 現在のところ公募したが指定管理をするところが出てきていない。北部の茶の組合も現在は稼働していない状況であり、東部の茶の組合と協議し、機械とかが使用できないかと検討したが、機械自体が古く今のところなかなか妙案がない。

「令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第4号)(分割)について」

### <観光まちづくり課所管>

問) 地域おこし協力隊員の報酬を今回補助金に組み替えしているが、補助金で取り扱うのは10月分からなのか、11月分からか補助金申請、実績報告をし、使途明細等の報告が必要で事務的にやりにくい面があるの

# 常任委員会報告

では。

答) 地域おこし協力隊員の報酬を活動補助金にするものではなく、報酬と活動費の上限200万円があり、その活動費の200万円を補助金として隊員とも協議して活動に取り組みやすくするための補助金である。

## <福祉支援課所管>

問) 社会福祉総務費の使用料及び賃借料の中の宿泊施設使用料は町内の虐待の被害者の方ということか。

答) 島内でトラブルが発生した場合、けがなどがあり病院で入院せず治療のみで自宅に帰れない、親戚がいないケース等で一時的にシェルターの役割をする場所を施設として確保し、生活困窮者等で支払いが不可能な方を想定した10万2,000円である。

## <健康長寿課所管>

問) 特定健診のしゃくなげポイントカードの成果は。

答) 平成30年度から特定健診、長寿健診の受診者の結果報告会に来られたときにポイントを100ポイント付与している。まだ1年目ではっきりとは言えないが、受診率は1%ぐらい上がっている。報告会に来られた方9割以上がまた来たいとのアンケート結果があり続けていく。

## <産業振興課所管>

問) 農業振興費の中で屋久島農業管理センター負担金50万円の補正があるが、農協と町との負担金の額は決まっているのではないか。

答) 現在、町が600万円、JAが300万円の計900万円で運営している。平成28年度から29年度にかけて繰越金もあり、2年間は町が400万円、JAが200万円に減額した結果、繰越金が減少し管理センターの作業員の雇用もなかなか厳しい状況で運営も厳しく、今回JAと折半する形で負担金を増額した。

問) 畜産基盤再編総合整備事業の事業主体は。

答) 事業の実施主体は地域振興公社になる。熊毛で現在この事業に取り組んでおり、熊毛地区全体が実施地区で各市町で装置造成や畜舎の建設の事業ができるため、町も参加し負担金を納めている。

## <建設課所管>

問) 口永良部島の本村湯向線の災害現場を現地

確認したが、崩れた路肩を通過するのに躊躇する状況であるが、工事の迂回路として背面の土地は私有地なのか。

答) 私有地であり所有者にお願いして、現在、大型車でも通行できるように拡幅している。

## 「令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」

問) 水道料金の値上げ分は月額平均どれぐらいの金額か。

答) 消費税については今回の条例改正の中で消費税が上がったときには必然的に自動で消費税が8%から10%に切りかえるようにしている。11月分の使用量から試算で年間約3,000万円ぐらいを見込んでいる。

## 「令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」

問) 基金積立金は2,692万8,000円か、総額は幾らか。

答) 積立基については合併後初めてであり、資料の基金の当初の78万円弱と今回の2,692万8,000円を足した額が基金の総額である。

## 「令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」

問) 介護認定を受けたい方が申請したが、ケアマネジャーが担当できず四苦八苦したという経緯がある。1人が30人を抱えているという結果も出ているようであるが、把握しているか。

答) 1人のケアマネジャーが30人から35人ぐらいを持っていると計算上では把握している。人員が不足していることでサービスとかその需要に対応できていない。これから人員の養成、育成、確保が課題であると認識している。

## 「令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算(第2号)について」

問) メーター器の切りかえは単年で終わるか。

答) メーター器の切りかえについては耐用年数が10年であり、9年目で今のところ交換をしているが、耐用年数が切れるメーター器についてはその都度購入して更新している。

# 一般質問

# 一般質問

## 8人が町の考えを問う

9月12日と13日に行なわれた一般質問を通告順に掲載しています。この内容は、議会会議録をもとに質問者の責任において質問及び回答を要約したものです。

なお、会議録は議会事務局・町図書室・各集落の公民館で閲覧することができますので、詳細については会議録をご覧ください。



**問** 地下方式の消火栓を地上式にできないか。

**答** 地下式消火栓のふたが修繕困難な場合は、消防団や分遣所と協議し、設置可能であれば地上式消火栓に順次更新していきたい。

**問** 役場本庁舎駐車を操法施設として整備できないか。

**答** 消火栓や排水施設の整備は早急な対応が困難であり、操法が行えるか、検証し尾之間操法場と同等の操法大会が可能なのか、消防団や分遣所と協議し、判断したい。



石田尾茂樹 議員

**消防施設について**  
町長／順次更新していきたい

**観光政策について**  
町長／一定の効果は得られている

**問** 観光需要緊急対策事業の成果と課題について伺いたい。

**答** 本町にとって重要な夏から秋の観光需要獲得のため、限られた予算で短期集中的に実施する必要があったため、町の指定する旅行会社の販売商品も助成対象としており、本事業に直接的な効果を得られなかった宿泊施設もあり、課題であるが、間違いなく旅行需要を喚起したものであり、一定の効果は得られている。

**問** 観光需要緊急対策事業を今後実施する考えはないか。

**答** 5月の豪雨災害を払拭するために、緊急的に取り組んだ事業であったため、同じ事業内容での継続は考えていないが誘客につながる事業は、今後も積極的に取り組んでいく。



大角 利成 議員

**各種選挙の投票率向上対策について**  
選管委員長／投票率の低下傾向は続いており、重大な関心事である

**問** 参議院議員選挙の本町投票結果をどのように考えるか。

**答** 投票率は六〇・五%で、熊毛地区では最も高く、県内四三自治体中十三位であった。投票率の低下傾向は依然として重大な関心事であるが、おおむね大過なく執行できたと考えている。

**問** 参議院議員選挙の本町の二〇才未満の投票率はいくらだったか。

**答** 二〇才未満の投票率は十六・三五%で県平均の二五・四九%を大きく下回っている。

**問** 県内自治体においては、通常の期日前投票所四三ヶ所のほかに一六三ヶ所を増設している。本町においては本庁

舎一ヶ所であるが、選挙しやすい体制づくりとして、宮之浦・尾之間地区に増設する考えはないか。

**答** 役場本庁舎方式移行に伴う行政当局と町民が越えなければならぬリスクとして本庁舎のみの設定とした。指摘があった身近な選挙については慎重に判断すべきとも考えており、町長選挙については臨時委員会でも議論してみたい。

**町指定避難所の施設整備について**  
町長／年次計画的に整備を進め、適切な施設の管理に努める

**問** 台風・雨期シーズン前に町指定避難所の現況調査を実施したか。

**答** 日常的に管理・使用されている施設であることから、台風や梅雨期前等の現況調査はしていない。

**問** 尾之間自然休養村管理センターは調理場が無い。早急に整備すべきと思うがどうか。

**答** 教育長 施設内で調理を行う、避難者に食の提供を行うことは難しいと思われるの

で、施設の改築も必要と考えられている。集落とも協議しながら対応を考えたい。

**問** 町長の考えは。

**答** 町長 避難所として不適切だと思うので、スピード感をもって改修するよう指示したい。

**教育振興対策について**

**教育長／各学校・教育委員会が情報を共有しながら町全体の学力向上につなげたい**

**問** 全国学力テスト（小六・中三）の県内市町村結果はいつ頃発表予定か。

**答** 九月中旬という連絡を受けている。

**問** 本町児童生徒の学力は県内どの程度の位置にあるか。

**答** 小学校は県内平均よりやや下回っているが、差は縮まってきている。中学校では県平均を何とか保った状況であるが、全国平均からはやや下回っている。

**問** 多忙さが指摘されている教員の働き方改革についてどう対応していく考えか。

**答** 八月の一週間のリフレックスウィーク（学校閉庁）の

実施、部活動の週二日の休み、事務処理等の効率化を図るため一部で試験的に公務支援ソフトを導入している。今後、事務作業等を軽減し、教育の質の維持向上を実現するため関係部署と協議しながら取り組んでいく。



上村富士高 議員

**安心、安全の通学路を**

**町長／通学に支障を来たさないよう対応する**

**問** 5月に起きた豪雨災害において、楯川の歩道用の橋が決壊し生活路や通学路にもなっている、歩行者の安全対策はできているか。

**答** 橋梁災害復旧工事は、7月22日に災害査定が行われ、概説橋梁の撤去及び24・1メートル、幅員が2メートルの橋梁新設で事業が決定した。完成は、令和2年3月で計画している。また、それに

合わせてバスの仮設停留所を10月末までに設置し、通学に支障を来たさないように対応したい。

**問** 屋久島高校から宮浦小学校までの区間の山側の歩道に街灯がなく大変暗いので通学路として街灯をつけるべきではないか。

**答** 今、平成24年から県のふれあいとゆとりの道づくり事業に乗せて街灯設置をして、徳洲会病院から屋久島高校の前までやっている。高校から小学校までの坂道の部分は検討して、早急にできるようにしたい。

**問** 尾之間から原地区までの通学路の歩道が大変狭くパイプ式ガードレールをつけるべきではないか。

**答** 尾之間から原地区歩道整備は一部の区間ガードパイプの設置等を行い安全を図ったところである。今後、歩道整備を進めるふうに県から伺っている。

**林業振興について**

**町長／林業振興を図る上で大きな成果**

**問** 新庁舎建設は林業振興を掲げて建設されましたが、林業の現場においてどのような成果ができたのかお伺いします。

**答** 町長 建設事業完了後も庁舎建設で得たノウハウを生かし島内への普及、販売を進め、今後公共施設のみではなく、民間施設を木造で建築する際大きく役立つと確信している。

**問** 環境譲与税の活用について使途検討委員会は開かれたか、又、使い道は怎么样了か。

**答** 産業振興課長 副町長を委員長として6名で検討委員会を策定している。今年度譲与税922万4000円をい

**シルバー人材センターを設置すべきでは**

**町長／設置に向けて調査・研究し関係機関と協議する**



寺田 猛 議員

**問** 人口減少・少子高齢化・労働力の不足は本町でも顕著に表れ、今後ますます加速する。高齢者の就業機会を確保するシルバー人材センターの設置を具体的に検討すべきでは。

**答** 本町においても、少子高齢化による労働力不足が深刻な問題となっている。この解決のため、シルバー世代の方々の就業機会の増進も検討すべきとの考え方は、私も賛同すべき課題だと認識している。センター運営に関し、国庫補助を利用する条件として100名以上の会員数と法人化、年間延べ利用者数5000人の実績を要件としてお



り、運用当初の条件としては困難な部分もあるが、積極的に研究を行う必要があると考える。

現在、社会福祉協議会により有償のボランティアネットワーク制度、アイランドネットが運営されている。実績を積み重ねながら島内の需要をさらに発掘し、同時に、シルバー世代の就業の場の発掘も広げながら、センターへの展開に発展させていくことも検討したい。

**問** 社会福祉協議会のアイランドネットとは

**答** 有償のボランティアで80名程度が登録しており、単価は1時間600円、仕事内容は、ゴミ出し、買い物代行、草取り等であり、ボランティア活動とは言え有償で行われている実情を考えると、社会福祉協議会の中でのシルバー人材センターを検討していく必要があると考える。

**口永良部島の振興策は**

**町長** 令和3年度に光回線整備する

**問** 噴火警戒レベルが2に引

き下げられた事に伴い、一周林道の復旧工事や光回線の導入等今後の復興事業の展望は。

**答** 災害復旧事業等により規制解除区域内の道路の機能回復を図っていく。令和3年度から有人国境離島法の事業で口永良部島内の光回線の整備を行う。光回線を敷設することにより、防災・教育・医療・観光・商業等においての情報格差を埋めることができ、今後の口永良部島の発展に寄与できると思う。

**ESSD教育の推進について**

**教育長** 関係機関と連携し推進する

**問** ユネスコ三冠のまち「屋久島」の住民参加による推進体制の構築には、学校等の教育現場や生涯学習の講座等でのESSD教育「持続可能な社会づくりの担い手育成のための教育」の導入・推進が必要と考えるが見解を伺う。

**答** 本町では、平成24年度から全学校に屋久島型のESSDの取り組みを行っている。今後、屋久島環境文化財

※ESSD教育とは「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のことである。

団や環境庁・林野庁森林生態保全センター等のより一層専門性の高い関係機関と連携して、学校や社会教育の現場で、屋久島スタイルのESSD教育を推進したい。



小脇 清保 議員

**山岳部保全利用協議会その後の状況は**

**課長** 大きく運営に支障は生じないものと思われる

**問** 昨年の六月・七月との2ヶ月の収受率の比較は?

**答** 積み上げた数字がございません。

**問** 調べてくれる様に二週間前に通告している。調べられるはずですが。山岳部のし尿処理は収受率が下がっている中で適正に処理されているか?

**答** 既存の施設のトイレのし尿をプールしている状況ですが、極力お客さまには迷惑の

かからない状況で対応しようと思っている。

**問** 運営に支障はないとは言えない。資金がないから搬出を滞っているということであれば、協力を納めている人に対して大変申し訳ないと思う。一般財源から繰り入れてでもやらないと収受率はますます下がります。それぐらいの配慮をしないと協力を呼び掛ける根拠にはならない。

**問** 告訴後の経緯はどうなっているか?

**答** 業務上横領に該当すると思料される事から嚴重な処罰を求めた。第2回公判は九月十七日に行なわれる予定である。

**問** 起訴内容は一五〇万であるが、告訴した被害額三三〇〇万との差額ほどの様に立証するのか?

**答** 民事訴訟も視野に入れないが準備を進めている。業務日報や通帳、伝票の照合など再点検を行っている。

**問** 当時の職員を人事異動させず最後まで処置させていかないと、当時の職員が現場にいない状況で大丈夫ですか?

**答** その人たちに協力をもらって色々精査している。  
**意** 職員に責任を持たせ仕事を全うさせるという意味では、人事異動させるべきではなかったと思います。

**問** この事件に関連する懲罰委員会が開かれたか、以前被害額が確定次第開く旨の発言があつたと記憶しているが?

**答** 全容がはっきりし、確定し次第やりますと申し上げた記憶は有ります。  
**問** この問題が発覚したのは、昨年の九月なんです。今年の二月まで放置していた罪は重い、職員は無罪放免ですか?懲罰委員会はとくに開かれてしかるべきで職員の処遇は検討すべき段階になっていると思う。

**答** 捜査の内容、判決の内容も含めて早急に懲罰委員会を開くということで、総務課長とも日程調整をしながら、職員にも通達している。





真辺 真紀 議員

山海留学裁判、和解後の対応は

教育長／来年度より町が実施主体になり運営する

問 体罰発生後の町の対応など具体的に何が問題だったのかを調査検証し、責任の所在を明確にしたか。

答 今回の損害賠償請求事件については、責任原因については論じていない。里親の体罰発生後の学校や教育委員会の対応について審議がなされていないため町教育委員会職員の対応に法的な瑕疵があったか否か、明確になっていない。裁判を終えて内容を振り返ってみると、私を含めて道義的にはもう少し原告に寄り添うことが必要だったと思う。その反省を踏まえ責任の所在を明確にするためこれから町が実施主体となり山海留学事業を運営していく。

問 今年度に関してはどう取り扱いをしていくのか。

答 本年度に関しては原則、昨年度と同じ形。

問 原告に対し遺憾の意を表明し、今後の再発防止策を示したか。

答 再発防止策は現在、対応しているところ。誠に遺憾であり、極めて残念に思う旨を真摯に表明するというものについては和解条項に遺憾の意の表明をしてあるので、それで十分ではないかと考えている。

問 こういう再発防止策を講じていますというのを見せるべきだと思うが。

答 法務事務専門員 今回の改善策ということについては、和解条項の中に義務として明記されているので31年度に向けての体制や研修についてなどはご報告しないといけないと思っている。

給食費値上げ、保護者負担増か

教育長／補助金の増額も含め検討中

問 新年度に各小中学校のP

TA役員会などで町が示した給食費の値上げ案について、その根拠と来年度の予定は。

その案では、保護者負担だけがかなり増える、町の負担はゼロで保護者負担が（月当たり）最小で300円、最大で600円。何故か、その表は北部と南部で差があった。合併した町でこんなことが本場に示されたのかと尋ねた。北部は児童・生徒が多い。北部は少ない。分母が少ないということと、配送の距離が遠いので、と聞いた。その説明は本当なのか。またその根拠を示して欲しい。

答 5月から6月にかけて、4つの学校給食調理場ごとに各学校給食運営委員会を開催した。その中で、ここ数年の学校給食会計の運営状況を説明し、来年度以降の学校給食費の増額について提案した。

答 教育振興課長 最も意見が多いのが、何とか町の補助金で賄えないかといったところ。北部と南部で分けるというところは考えていない。統一した単価の中で進めていきたい。



岩山 鶴美 議員

屋久島町独自のゴミの条例を作るつもりはないか

町長／内部で検討させてみたい

問 不法投棄は犯罪に当たる。法律で禁止されていて決して許されない行為。5年以下の懲役または、一千万円以下の罰金が課せられる。警察署によると、最近でも数件たちの悪い不法投棄があつて罰金を課せられ検挙したとの事。ごみやタバコのポイ捨ても絶対に許さない、きれいな町を作る為に、生活環境課の中に窓口を設けて、「ポイ捨て連絡、一報下さい！」と大人も子供もきれいな屋久島を目指して行くべきでは？

答 この島は、ポイ捨てには厳しい島ですよという取り組みを努力して、みんなが、ごみの不法投棄やごみのない島

にしていきたい。問 口永良部に行った時にも、町民の方から意見が出たが、景観条例も作っている屋久島町の中で、やはり廃棄した車は大変目立った。鹿児島間の航送料という海上輸送の8割を自動車リサイクル促進センターが負担する制度ということだったが、今までにも使ったことがあるのか？

答 自動車リサイクル法に基づく離島対策支援事業、これは、平成27年ぐらいから始まった事業で昨年は実績はないが、2年前に一度使ったことがあるので、早速手続きをしていこうと進めているところである。

問 携帯トイレの持参を義務づける考えはないか？

答 今後いろんな広報活動を含めて検討していきたい。

問 屋久島町がこれを義務づけるということが大事である。災害備蓄用トイレと同等の品質を備えており、未使用の場合は災害用、介護用、ドライブ等での緊急用トイレとして使え7年間の保管も可能である。年間7万人ぐらい山

# 一般質問



に登る人達にこれを義務づけることは何の悪いこともない。そういう努力をするべきじゃないかと思う。下山の時に、リュックに下げて持ち帰ることで、少し違和感があるかもしれないが、義務づけると何も気にならなくなると思う。

**答** 今後し尿の排出にかかる諸経費を考えると、将来的には携帯トイレに移行していくことも必要だろうということだが、今後いろんな広報活動を含めて検討していきたいと思うが、義務化となると、クリアしなければならぬところもある。

**問** 義務化になると、何事もやはり最初は大変だと思いが、きつといい結果は生まれると思うので考えていただきたい。



榎 光徳 議員

## 青森市との中学生交換ホームステイを行政主導に

町長／形は変わっても支援はしていきたい

**問** 受け入れ家庭の減少や個人負担を含め、民間レベルの実行委員会では運営に限界が来ている。事務局体制を行政に移行できないか。

**答** 財政支援はしている。民間発案・民間主導で行われてきた意義は大きいと思う。参加者が少ないことも伺っており、今後検討していきたい。

**問** 熊本県菊陽町や大分県日田市、ニュージーランド派遣等も事務局は産業振興課や教育委員会が受け持っている。実行委員会としての要望でもある。

**答** 民間でスタートしており、そこに素晴らしさがある。交換ホームステイとして

の形を検討しながら継続して頂きたい。

**問** 相手（青森市）もあることとであり、こちらから一方的に止める訳にもいかない。何とか手立てを講じることはできないか。

**答** 友好盟約（交流事業）そのものは変わらないと思っている。一度仕切り直しをし、形は変えてでも支援はしていきたい。

## 屋久島高校「地域みらい留学制度」の展望について

町長／下宿費補助と通学バスの補助費拡充を検討する

**問** 四月から普通科一クラス減となり残念である。生徒数確保の為、島外からの留学生受け入れとして、学生寮の設置はできないか。

**答** 屋久島高校維持・存続の為に生徒数の確保に向けた「地域みらい留学フェスタ」へ参加した。島外から五名の中学生が意欲を示しており、一定の成果はあったが、公設寮の設置は検討していない。

**問** 寮の設置が厳しいのであ

れば、下宿先の確保やそれに伴う補助金の手立て等はできないか。

**答** 学校・PTA・同窓会とも話し合い、予算の範囲内で検討したい。

**問** 通学バスの料金についても、遠距離と近距離で大きな差が生じているが、負担軽減できないか。

**答** 格差があることは承知しており、このことが障害となり鹿兒島へ出て行くのであれば、料金の均一化に向け補助制度を拡充していく。

## 災害発生等緊急時の食料備蓄は

町長／町内各地区を優先的に取り組む

**問** 宮之浦平和町地区は、屋久島高校を含む小中高一貫の防災対策に取り組んでおり、食糧備蓄等についても保護者負担と聞いているが、行政としての支援はできないか。

**答** 児童・生徒の自助教育の為、自助・公助・共助の意義であると思っている。

**問** 「自分の命は自分で守る」というのは当然である。ほか

の地区の取組みもあると思うが、こういった積極的な取組みをしている地区の、意識の高揚が損なわれないよう支援体制を考慮して頂きたい。



## 《表彰おめでとうございます！》

全国会創立70周年記念表彰に、(30年以上在職の議員)満園明氏が表彰されました。(この表彰は、令和元年12月議会にて行われたものです。)

※公助とは「公的機関によって提供される援助」のことである。

# 議決結果一覧

## 第3回定例会議員表決一覧

○：賛成 ●：反対 欠：欠席

上程された議案・概要・結果	議 員 名														議決結果		
	眞邊眞紀	相良健一郎	岩山鶴美	上村富士高	大角利成	渡邊千護	石田尾茂樹	榎光徳	眞邊有次	高橋義友	小脇清保	日高好作	下野次雄	寺田猛		岩川修司	岩川俊広
承認第8号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第3号)の専決処分事項報告承認について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	承認
議案第58号 屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第59号 屋久島町第二次振興計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第60号 屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第61号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第62号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第63号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第65号 屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第66号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第67号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第68号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第4号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第69号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第70号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第71号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第72号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算(第1号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第73号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第74号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
同意第1号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	同意
同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	同意
同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	同意
同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	同意
議案第75号 元年災第17号楠川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案第77号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事(第2工区)請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
令和元年陳情第7号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	採 択
発委5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	-	原案可決

(一)議長は、議事進行を行うため賛否表明はしません。

前回の第47号議会だよりに、もれがありました「選挙管理委員罷免決議に係る屋久島町選挙管理委員会の意見陳述」を掲載させていただきます。遅くなりましたことお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

### 屋久島町議会総務文教常任委員会審査記録

招 集 年 月 日	令和元年5月14日 火曜日
会議事件説明のため出席した者の職氏名	選挙管理委員：濱崎勝秀委員長、佐々木義政委員、永野武委員、 中村篤男委員 選挙管理委員会事務局：鎌田勝嘉事務局長

寺田委員長：選管の方から、先般お諮りしましたがこういう機会を設けていただきたいと申し出がありましたので皆さんにお諮りして許可をいたしました。時間等の制限は話し合っておりませんが、常識の範囲内でやりたいと思いますのでよろしくお願いします。4名の方が来られているのですが、どなたか代表してするんですか。

濱崎選管委員長：委員長という立場で委員会を代表して意見を申し上げます。補足として職務代理者が条文とか補足するという形で皆さんに意見を申し述べさせていただきます。

寺田委員長：まず委員長の他ら趣旨の説明を受けて、その後職務代理者が説明をするという形を取りたいと思います。では委員長どうぞ。

濱崎選管委員長：選挙管理委員会委員長の濱崎勝秀です。  
委員会を代表して申し上げます。

まず、今回の一連の事件について我々選挙管理委員会に発言の機会を与えていただいた、当委員会の決定に感謝申し上げます。

さて、私達選挙管理委員4名は、発議者、小脇清保議員、賛同者眞邊真紀議員、同じく渡邊千護議員の3名による選挙管理委員の職を罷免するべきとして俎上にあります。

今回の町長解職請求に関し、その事務を管理する選挙管理委員の職務を全うした自負と責任において、この罷免動議の不当性を訴えて反論いたします。

私達、選挙管理委員会が不当とする対象は、1つ目に2018年屋久島町議会第4回定例会での小脇清保議員の一般質問の議事録。2つ目に、2019年町議会第1回定例会で提出された罷免理由。3番目に2019年3月15日に開会された総務文教常任委員会に出席した選挙管理委員会事務局長の報告並びに当委員会審査記録。4番目に屋久島町議会だより第45号の小脇清保議員の一般質問の4件であります。

まず、反論するに当たり、申し上げた4件の議事録及び報告を何度も何度も読み返しました。その感想を当事者として率直に申し上げます。

それは、我々選挙管理委員4名の職責を罷免しようとする極めて重大な発議文として、実に杜撰で、事実を偽り、法の条文を歪曲し、誠に恣意的で、到底看過できるものではありません。本日、私たちが訴えるべき本題の前に、これらのいくつかを議事録の中から抽出して申し上げます。

1. 罷免の理由とした議事録の冒頭で、昨年町長解職請求とありますが、これは一昨年間の間違いであります。冒頭からして実に杜撰であります。2つ目に、次に文章のなかに「公職選挙法では、疑義がある場合選挙管理委員会は出頭を求めることが出来る」と定められています。」と述べておりますが、公職選挙法にはこのような条文はありません。恐らく自治法第74条の3のまる3から引用していると考えられますが、正しくは「市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において、必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることが出来る。」と定めています。つまり小脇議員は、条文の重

## 選挙管理委員意見陳述

要な部分を削除し、意図的に自分の主張を正当化しようとして条文を歪曲しています。

3番目に12月議会の一般質問の議事録の中で、荒木町長とのやり取りでは「屋久島町は重要な選挙が3つ来るんです。こういう不公平な選挙の管理委員は、これはあなたの味方かもしれませんけど、今のメンバーがね。」と発言しておられます。

これが屋久島町の最高議決機関である議会での議員の発する言葉かと思うと、実に残念でなりません。このような低俗な次元で反論するならば、私たちは正義の味方です。と反論します。さらに4番目、総務文教常任委員会に出席した、事務局長の報告、並びに委員会審査記録によれば、「私が言いたいのは、署名活動を選挙管理委員会がいちいち署名者宅を回るということが違法です、違法と言うか。云々」と発言しておられるが、私たち選管は審査過程で疑義のある署名者のみ、署名者宅を訪問し、証言を求めたのであって、いちいち署名者宅を回ったのではない、とはっきり申し上げておきます。

以上、些細なことも含めて感想として述べましたが、選挙管理委員としての職責と、私に至っては人格まで否定されようとしている立場上、一言一句曖昧にすることは許さないのであります。さて、反論の本題について申し述べたいと思います。

2016年10月31日に提出された町長リコール署名簿の審査にあたり、私達、選挙管理委員会が行った審査の経緯を申し上げます。

まず、審査に当たる前提として、私達、選挙管理委員会の職務権限について申し上げます。

### 自治法第186条職務権限

選挙管理委員会は、法律またはこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務、及びこれに関係ある事務を管理する。とあります。私達はこの条文の定めるところを遵守し、公平、公正にそして慎重に審査を進めてまいりました。審査の行程は示した資料のとおりであります。要約したものを私が申し上げます。地方自治法74条の2、選挙管理委員会は署名が提出されたその日から20日以内に審査を行い署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならないと定められています。審査期間は2016年11月1日から～11月20日まででした。3番目に、選挙管理委員会は署名簿の署名の証明が終了した時には、その日から7日間、その指定した場所において、その署名を関係人の縦覧に供さなければならない。縦覧期間2016年11月20日から11月26日まで、場所は屋久島町宮之浦離島開発総合センターでした。皆さん縦覧をされていますからわかってらっしゃると思います。署名簿の署名に関し、まる4ですけど署名簿の署名に関し、異議があるときは関係人は縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることが出来る。異議の申し出期間と言うのは2016年11月20日から11月26日までです。私たちの経緯を念のために申し上げます。

審査が始まった2016年11月2日、小脇清保議員が不当な署名活動をしていたとの情報が選挙管理委員会に寄せられました。私たちは寄せられた情報の信憑性を確認するため、小脇議員が収集した署名簿の再点検、町議会事務局での小脇議員の出張記録、さらに疑義が発見された署名者宅を訪問し、確認しました。その調査方法の根拠は、自治法第74条の3によるものであります。このことについて、我々は選挙管理委員会の調査が、裁量権の範囲内であることはこの後、職務代理の佐々木によって詳しく申し上げることといたします。ちなみに寄せられた情報の内容は、小脇議員が12月議会の一般質問で自分で吐露していますから私からの説明は控えます。解っておられると思います。次に私は、2018年屋久島町議会第4回定例会での小脇議員の一般質問について反論いたします。小脇議員は「私は10月26日から所管事務調査で出張でした。それでこの署名活動が10月26日まででした。10月25日に明日から出張だからということで、私は栗生に行って、あれ簿冊は1冊20名の署名がもらえるんです。5名分の空欄があったので、栗生に行って「おい、お前の所の家族でこれ5人分埋めとけよ。」と言って、その日は帰ってきたんですよ。けれどもその人は親切に26日の日付で署名をもらっているもんだから云々、などと発言していますが、全てうその物語であります。

私達、選管では、本人が言っている所管事務調査の事実関係を確認しました。

平成28年第4回定例会での総務文教常任委員会委員長の所管事務調査の報告の議事録、

## 選挙管理委員意見陳述

議会事務局の出張命令簿、その他、同行した職員2名、当時の委員だった5名の議員さん方の証言を直接あたって、あるいは、電話で確認しました。

結果として、委員長報告にある平成28年10月24日出発して27日帰島の日程で所管事務調査を行ったとの報告は全員が認めたところです。

小協議員もこの一員であったことは本人が吐露しております。そして全員が10月24日午前7時発の高速船で出発していることも確認しました。

つまり小協議員は、10月25日栗生に行つて云々と言うのは、100歩譲つても整合性のない詭弁であります。小協議員は栗生ではなくして、遠く長崎県に行つていたので。更に荒木町長とのやり取りでは、人に署名簿を預けて署名を収集する行動は正しいのかとの荒木町長の問いに、「署名活動は私はそれなりに自分の信念で活動しましたよ。」と断言しておられます。これを言葉を換えると「私は信念を持って法を犯していますよ。」と言っているに等しい言動であります。

10月24日から、長崎及び熊本県に所管事務調査に行ったことするのが事実なのか。あるいは25日に栗生に行ったとするのが事実なのか。その真偽の確認と、その後の処理は大変大事な事ではありますが、私たち選挙管理委員の職務権限ではなく、議会の問題であると思うので議会の判断に委ねます。私たち選挙管理委員会は、確認した状況によって長崎県などへの所管事務調査の出張が事実だろうとして、それによって合理性を欠く小協議員の収集簿冊ナンバー74号の署名者19名中16名を無効とし決定し、縦覧に供しました。また、簿冊ナンバー75号については署名者19名中15名分は有効であり4名分が無効と処理されています。

去る3月15日に開会された当委員会で小協議員は「簿冊全部が没になりました。本来は、15名分は有効でなきゃいけない。」と述べていますが、簿冊番号ナンバー75号では、15名の署名については、有効として処理されています。然るに、3月15日の当委員会で、小協議員が発している簿冊全部が無効となった、との言葉は全くの事実無根の言いがかりであります。この件に関し、眞邊真紀議員は「そこで呼び出して確認してくれば、生きた署名が消されることはなかったという所も主張の一部ですね。」と擁護されていますが、これもまた事実無根の、実に無責任な意見でもあります。小協議員に私たち選挙管理委員会の審査過程に異議があるとするならば、資料で示しているように、自治法74条2のまる4で署名簿の署名に関し縦覧期間内に、当該市町村の選挙管理委員会に対し、これを申し出ることが出来るとあります。つまり、私たち選挙管理委員会は、法に従つて縦覧期間並びに異議の申し出期間を、門戸を開いて対応しているのです。ところが、小協議員はこれらの法の定めは無視して、こともあろうに当時の担当課長に、電話で選管の調査に抗議をして、最後には、俺のあの簿冊は全部を無効にしていと自分から言い放つて、言い捨てています。真面目に仕事をしている職員や、厳正なに審査に当たっている選挙管理委員に対してみれば、「何様のつもりか」と言いたくなるような、傍若無人な言動であります。町民を代表する議員だと胸を張るなら、是非改めて欲しい態度であります。ちなみに、私たちが下した決定は、先に述べたとおりであります。仮に私達の決定が事実誤認だとするならば10月25日は栗生に居たのだというならば出張旅費の公金詐取の疑いが発生します。小協議員は、議事録などを見ると簡単に前言を翻したり、訂正したりする傾向が見受けられますので、予め仮説を示して事実は1つであることを共通のステージに立って貰い、更に反論を進めたいと思います。然るに、小協議員は、平成28年10月24日から、10月27日まで屋久島に居なかったことは、紛れもない事実であります。だとしたら、2018年12月議会での一般質問の「私は平成28年10月26日所管事務調査で出張でした。10月25日栗生に行つて5名分の空欄を埋めとけよ、などとする主張は明らかに詭弁であります。

町民の代表であるべき議員の、議場におけるこのような理不尽な言動は、一般町民の感情としても到底許されるものではありません。政治家の発する言葉が、どれほど重いものかは、中央政界などで最近富に発生している、引責辞職などに、明らかのように町議会といえども議員として自分の言葉には責任をもつことは議員としての最たる責務であります。

## 選挙管理委員意見陳述

このことに関しては、記憶違いでしたなどと簡単に済まされる問題ではありません。2年間も町民をだまし続けてきたわけですから。町議会の対応をしっかりと見届けたいと思います。申し上げてきたように、今回の我々4名の罷免動議は小脇清保議員の違法な署名収集行動に端を発しています。これを繕うとして、詭弁を重ね主張を捏造せざるを得なくなった。したがって小脇清保議員が発する罷免動議は本末転倒の暴挙であると断言いたします。以上が私たちの罷免発議者への反論であります。

次に賛同者である眞邊真紀議員、同じく渡邊千護議員に反論します。私たちが審査に当たって引用した条文や判例などはこの後、職務代理の佐々木が詳しく述べると思います。その後で結構です。

法の定めるところに従って、公平、公正にそして厳正に職務を全うしてきた我々を、選挙管理委員4名を、法を犯して署名活動を行った小脇清保議員が発議する罷免動議に賛同して名を連ねる根拠は何なのか、何処にあるのか。我々4名の非は何処にあるのか。それぞれ自分の言葉で、私たちに説明する道義的責任を果たしていただきたい。

更にお二人に申し上げたい。

我々選挙管理委員会では、ここ数年、継続的に町内の中学校で、あるいは屋久島高校においても、出前授業を行っています。この中で私たちの一番身近な選挙として町長選挙と町議会議員選挙があります。議員選挙については、私たちの代表となる人を議会に送り出す極めて大事な選挙です。などと学習してもらっています。そこで、この議場に於いては、うそを言っても許されるんですよ。などと教える訳には行きません。念頭に置いていただきたい。次に議会だより第45号について、編集委員長の眞邊真紀委員に反論いたします。このような広報誌の編集が、文字数、あるいはページ数などの関係で記事が割愛されたり、短縮されたりすることは十分に理解いたしますが、小脇議員の選挙管理委員会は公正・公平か（写しを皆さんに渡しています）との記事の末尾に囲み記事で「選管の署名調査」と題して、編集委員会の論評と思えるような記事が掲載されています。その結びはその結果として受任者の主張を聞くことなく複数の署名が無効とされた。とありますが、先ずわざわざ囲み記事とした意図は何なのか。この他の10名の議員さんの一般質問にはこのような取り扱いはしておりません。

そして文章から汲取れる意図は、あたかも選挙管理委員会側に瑕疵があったかの様な論評となっていること。さらに公費を費やして発行される議会だよりが、1団体の発行する機関誌かと疑いたくなるような編集のあり方は免れません。議会だよりは公費を使うわけですから、現に中立性を保って編集されるべきと考えます。編集委員長としての見解を聞かせてください。以上で私からの発言はとりあえず置きます。先に申しあげましたように佐々木代理と交代いたします。

佐々木職務代理者：屋久島町選挙管理委員会の職務代理者の佐々木義政です。

さて先ほどの選管委員長の説明に補足をいたします。おおむね2点です。

まず署名者の実質審査における選管の決定について、次に訪問による事情聴取実施の決定についてです。選管は先ほどの説明のとおり、署名を求めた者が請求代表者、今回の場合は松田正さんですけれども、請求代表者から法令の定めのとおり委任を受けた者であったかどうかを調査する必要に迫られました。地方自治法施行令第92条2項は請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならないと定めています。昭和28年10月20日の岡山地裁も直接請求代表者、署名収集受任者以外の第3者が収集した署名は無効であると判決しています。第3者が収集した署名はその理由に関わらず無効です。一方この罷免発議者は選管が各署名者から事情聴取をするのみで、受任者からの事情聴取しなかったことが、公正を欠き地方自治法第184条の2第1項の職務上の義務違反に当たるとして罷免を求めております。しかしながら、署名の有効、無効の調査判断には、法令上具体的な定めはなく、かなりの程度選管の裁量に任されています。さて、本件において選挙管理委員会が事情聴取をする理由は、署名者の署名行為自体を問題とするものではありません。受任者と署名者の主張が異なり、両方の言い分を聞かなければ判断できないものではありません。

## 選挙管理委員意見陳述

ません。実際に署名を求めに来た人が簿冊に添付してある委任状の人であったかどうかを確認することただ1点であります。受任者がなぜそのようなことをしたかというような理由等を確認することは一切ありません。しかも、当該事実は各種資料、証拠により客観的にほぼ確実に確認し得たものであり、署名者の証言はあくまでも念のためのものがあります。それ故、受任者の事情、言い分を聴取しなくとも調査の結果に影響はないと判断しました。以上が敢えて受任者の事情、言い分を聞く必要がないと判断した理由です。先ほど選管委員長のほうから、本簿冊についての話がありましたけれども、それに加えて発議者は3月15日の本委員会で別の簿冊にも言及していますが、この簿冊でも出張時の10月26日付けの署名があり、第3者が収集に来た旨の事情聴取結果があり、2名無効と決定しております。ちなみに、地方自治法第74条の4第6項は、委任状の原本を添付しない署名簿を用いて署名を求めた者に対して罰則規定を定めております。罰則規定つきです。以上に加えて、先ほど選管委員長から説明がありました町長解職請求の流れとして、受任者には次の2項が保障されています。地方自治法第74条の2です。署名の証明が終了した日から、7日間の署名簿の縦覧、異議の申し出。そして選管の決定に対してさらに不服がある場合には、地方裁判所に出訴することができます。発議者は自ら異議の申し出をせず、自らの権利の放棄をしています。以上のことから欠席裁判などと言う重大な非難はあたりません。

選管としては自らした判断、そしてこの判断に基づく対応には裁量権の逸脱乱用は無く、また、他に職務上の義務違反にあたるとする具体的根拠も一切ないと考えます。

次に2点目です。訪問による事情聴取実施にあたっての法的根拠を申し述べます。選挙管理委員会は疑義のある署名者に、これは引用です。「出頭を命じることは署名者にとっても負担となる。」第8回選挙管理委員会議事録から当該署名関係者の自宅を訪問し、事情を聞くのが相当と判断しました。補足をしますと、今回の事態は署名の求めに応じた当該署名者には何ら落ち度はありません。受任者と署名を求めた第3者の規定違反であります。当該署名者は宮之浦の選管事務局からもっとも遠い集落に集中しております。また、出頭、証言を選管が命令するにあたっては、当該署名者の呼び出し状には、出頭に応じない場合の法律上の制裁を記載しなければなりません。民事訴訟規則第108条です。また、出頭、証言の際には、偽りの証言には罰則があることを示したうえで、宣誓を求めることとなります。これは民事訴訟規則112条です。落ち度のない署名者にとって、その心理的、経済的負担など様々な負担は出頭命令の方がはるかに大きく、あまりにも酷なものになると判断しました。

次に、訪問による事情聴取の根拠となる関係規程を申し述べます。

資料の方に関係規定は示してあります。地方自治法第74条の3、第100条2項、3項、7項、民事訴訟法185条、195条であります。続いて、法令の解釈を述べます。地方自治法74条の3第4項が準用する百条調査権に関する地方自治法100条2項が、特別に民事訴訟法185条及び195条を除外せずに民事訴訟法の証人尋問に関する規定を準用しています。これを前提に判断すれば、選挙管理委員会は自治法74条の3に基づく関係者の出頭及び証言を求める場合に、選挙管理委員が当該署名者の住居を訪問して、その場で事情聴取ができると解釈しました。一方、罷免発議は「ちなみに戸別訪問を実施したのは、日本国内で唯一屋久島町選管だけという、他の自治体では類を見ない行動だそうです。」と主張するのみです。訪問による事情聴取を違法とする法的根拠は何も示しておりません。関係規程に根拠をおいた選管の措置は適法であります。罷免はもっとも重い不利益処分です。罷免を求めるには、職務上の義務違反を具体的にそして明確な根拠を示す必要があります。これが出来なければその罷免議決は違法なものとなります。調査にあたって受任者の言い分を聞かなかったことが具体的に法令のどの条項に抵触するのかまで、明確に述べる必要があります。単に「公正を欠く、だから違法である」といった抽象的な文言だけでは足りません。以上のことから各選管委員には地方自治法184条の2第1項に定める罷免事由はないと考えます。

委員長以上です。

## 選挙管理委員意見陳述

渡邊委員：罷免に賛同した理由としまして、私の方の思いをですね。先ず公正公平であることから、戸別訪問をしたということは、どうしても法的根拠は全くないと思います。しかし、戸別訪問することは今まで例にないと言っていますけれども、行った今まで例を見ないということで、公正公平であるとの中では出頭命令ができるということで、選挙法にはうたわれています。出頭命令ですね。選挙管理委員は、ということになってはいるんですけども、平成28年11月7日に開催された、平成28年屋久島選挙委員会第8回臨時委員会議事録の中に、受任者には出頭を命じても本当のことは言わないであろうという文言がでています。これは実際に議事録に載っていますからそれは言ったのは間違いないと。ということは先ほど言った実際負担となるので、呼んでしまうと交通面だとかお金が発生しますので、負担になってしまうので、話したように、なかで決定したことで出向いて話しを聞こうというふうに決定したところですね。しかし、この中で出頭を命じても本当の事は言わないだろうという文言がでていいる以上は、どうしても信用できないですね。住民のことを信用していないとしか認めない。公平公正である以上は、こういうことを文言で言っはいけないと思います。公平公正の面から言ってもこういうことがでていいる以上は、委員会としては出頭を命じるべきではなかったのかというふうに思って賛同した。私の意見です。

濱崎選管委員長：あなたのやろうとしていることは、一人の政治家の政治生命を断とうとしている極めて重大なことなんです。子ども会の役員を辞めるだとか簡単な問題ではなくて、ですから慎重でなければならぬ。それは自治法の184条の2の逐条の中にですね、選挙管理委員会は、首にするか、継続させるかその2者択一しかない。議員が議会で選挙管理委員を罷免しようとするときには、恣意的であってはならない。どういう意味かということ自分勝手な考えということなんです。そんな簡単に罷免が発議されて、それが採択されるものではない。条文をしっかりと読んでいただきたいと思います。そんなにおかしいですか。さっき主張されたことが。

渡邊委員：住民を公平公正に見るのは選管委員会じゃないですか。その中で出頭を命じても本当のことを言わないだろうというのを、住民を、一番信用しないといけない住民のことを完全に疑う発言をしているわけです。

濱崎選管委員長：さっき申し上げましたけれども、この9月の議事録を読んできたんですけども、岩山委員がおっしゃっていますよね。私も署名者の一人なんですけれども選管に呼び出されるよりも、来てくれて事情を聴いてくれた方がずっと楽とおっしゃっていますよね。

濱崎選管委員長：私たちはそこを尊重したんです。そういった住民の感情があるということ。選挙管理委員会の行動を反論し、否定しようという立場に立てばあなたのような意見があるかもしれませんが、しかし、冷静に、客観的に判断すれば、私たちの行動はあなたに否定されたような、そういったものではないと思います。

渡邊委員：岩山委員はたしかにそう言いました。ただそれをやってしまうと選挙管理委員会の意味はなくなってしまう。公正公平であれば呼ばれて来ました。確かに呼ばれたら、見られる、緊張する。家に来てもらった方が楽かもしれない。それをやってしまうと毎回家に行かないといけない。戸別訪問をやったら周りから疑われてしまう。今回たまたまこういう意味で、今までと違う選挙だと思いませんけれども、1回でもこういう形でやってしまうと信用がなくなってしまうと思う。公正公平の立場から言うと、戸別訪問はできれば選挙管理委員にはやってほしくない。

濱崎選管委員長：おっしゃる通りなんです。ですからそういった事態が発生しないようなことを町民も議会も選挙管理委員会もしないといけない。ところが行かざる得なくなっている。

## 選挙管理委員意見陳述

真邊委員：小脇議員が発議をして、実際に受任者であった。その栗生の件が話に出てはいたけど、小脇議員に直接事実確認をしなかったのか。

濱崎選管委員長：さっきしっかり申し上げたじゃないですか。聞く必要はないんだと。人の言うことを聞いてもらわないと困りますよ。

寺田委員長：佐々木さんもう一回言ってください。わかりやすいように。  
真邊委員はどうして直接小脇さんに尋ねなかったんですかということですよ。

佐々木職務代理人：先ほどの説明がちょっと納得いただいていないような気がするんですけども。選管の審査の流れです。先ず出されてきたものを選管が審査をします。その時の審査の権限というのは選管に任されています。その権限の結果、先ほど申しましたとおり、いろんな証拠がそろえた結果をみて、両者の意見が違うものであったら当然両方の意見を聞いて判断しなければいけない。  
今回の事態につきましては、署名を求めに来た人が、この場合小脇議員だったかどうなのかということを確認するだけであった。もう一つ言いますと、審査には期間があります。4千を超えるものを調査していなければならないことから、効率よく審査をしていかなければならない事情もありました。その中で、この件については両方の意見を聞く必要はないと判断しました。

真邊委員：選管の判断としては、そういう判断だったかと思います。その小脇議員の話は分かりました。署名を取り消した人はたくさんいらっしゃいましたが、その署名の取消しの理由の中に、詐欺とか恫喝にあたるという部分をにおう、この署名の趣旨がわからなかったとかいう書き方ですよ。それ自体が受任者がきちんと説明していたにも関わらず、そういう証言をした方もおそらくいらっしゃったかなと思います。それは事実確認をせずに、単純に選挙管理委員会が評価できるものではないと思います。それは事実だったのかどうかということを受任者に呼んでか、戸別訪問が問題ないとするならば戸別訪問をして確認をしなかったのか。

佐々木職務代理人：少し整理しましょう。今の話は縦覧の期間の中に入ってそこで異議がある人が選管に異議の申出をして、その時、選管は聞く方にまわるわけです。様々な証言もですし宣誓をして、私はこういう理由であるから有効を無効にしてくれ、ないしは無効を有効にしてくれ、というのを証言した方ないしは自分の名前をかたって書かれた方が選管のもとに出てきて異議を申し立てるわけですから。それを選管としては言っていることがはたしてどうなのか。というのを4人の委員で合議をして決定している。おっしゃる通り有効としたものもあれば、逆に無効としたものも出てきたことは確かに事実です。最初無効と選管が判断したものが、意見を聞いたら有効だったということで、これは経過は出していると思いますので、そういう事例もありました。そういう主張があつてそれを聞いて、それをすべて全部を受け取ってかという決定した署名はなかなか取り消されることができないような法体系になっています。それを委員で慎重審議をして決めていったという経緯であります。ですから言われている事態もあったかもしれないし、また逆のこともあったかもしれないですけども。委員長以上です。

真邊委員：それはかもしれないという憶測の部分で、やっぱり事実関係をはっきりしないと評価できないと思います。直接請求の取扱として、様々な圧力がかかることがかかることだってありますよ、民間人に。圧力がかかったうえで取消しをしに行くって可能性も多分にあります。そこを十分お汲みおきいただいて、事実関係をはっきりしないと、脅されたといつて取消しに行かされた人がいたらどう選管委員会は判断するんですかということですよ。

## 選挙管理委員意見陳述

濱崎選管委員長：話が逸脱してしまつて。

寺田委員長：あまり機会がないでしょうから、あえて許可しておりますけれど。  
事実関係の確認と法的にどうかということに限って議論をしていただきたいと思います。

濱崎選管委員長：小脇さんが何を勘違いされたのか、74号と75号自分の簿冊、小脇さんは14冊収集しているんです。それが飛び飛びなんです。これも不自然な話です。そして、例えば121というのがあります。122というのがあります。121が下に3段空いています。ところが121に移っている。普通はちゃんと順番に詰めていますよね。そういった不自然さがなぜ起きているのかということなんかを我々は、推理したんです。そして下した判断はさっき申し上げましたけれども、74号と75号については小脇さんは、私が先ほど申し上げたように、「全部が没になりましたと」あなたはそれを信じて「じゃ生きた署名だったんですね」と今まったくおっしゃっていることですよ。ところが生きているんですよ。小脇さんが勘違いをしたことを、あなたが全くそのまま信用して言っているもんだから話が混乱している。

岩川委員：一つの論点は、受任者が正規のことでちゃんとした署名をもらったかどうかということを確認したいということ。ところが今回の場合は、受任者が確かな所自分本当にやっていないと確かな証拠が色々な事から確認できるということですよ。ですから選挙管理委員会としては、出頭を求めなくてもいい。それは選挙管理委員会の職責の範囲内でそれはできるわけだから。この実質的な審査をする場合に、有効であるか無効であるか職権をもって審査するわけですが、そのことについて関係人の出頭及び証言を求める権限を有するわけですね。先ほど説明の中に「出頭及び証言ですから、出頭を求めなくても証言でいい。この証言の中には、戸別訪問をしてそこで確認することも可能であるということ」を先ほど法的な根拠を説明されましたね。それは間違いありません。

佐々木職務代理人：先ほど述べたのは法的な根拠です。

真邊委員：先ほど議会だよりの件が出たので、そちらの話をしたと思います。一般質問の原稿は、一般質問をした本人がまとめて、その責任のもと掲載することになっています。私はそれをそのまま載せましたけど、発行責任者は議長で全部見えます。

濱崎選管委員長：発行責任者と文責。私はあなたに文責を問うているわけですし。

真邊委員：本文に関しては、文責があるかと思いますが。

濱崎選管委員長：普通、文責というのは編集委員長が担うものですよ。

真邊委員：一般質問に関してはその責任は負えません。

濱崎選管委員長：議会だよりはあくまでも議長の責任だと。

岩川委員：発行責任者は議長です。この件につきましては、今読み返してみたんですけど確かにどうかと思っています。

濱崎選管委員長：では議長に申し上げます。これ読んでどう思いますか。

岩川委員：この囲ってある部分につきましては、おかしいと思う所がありますので、申し訳ないです。

## 選挙管理委員意見陳述

濱崎選管委員長：私どもがおかしいと言っているのは、受任者の主張を聞くことなくことを進めていったということは、職務権限の範囲内であり今までいろいろ説明してきた。それをあたかも我々の側に瑕疵が、間違いがあったようなふうにした解釈になる。そういう論評になるということなんです。少なくとも議会だよりというのは、町の公費を使って発行されるものは絶対に中立性を保たなければいけないものなんですよ。これは百歩譲ってもどうしても我々に瑕疵があったんだというような論評にしかなくなってない。それを公費を使って町民に知らしめるのはおかしいですよということを申し上げているんです。

真邊委員：実際この質問の内容が選挙管理委員会が公正公平かというところは本人がやっぱりされています。内容も最後の文末のところでも3月議会で選挙管理員の罷免を発議したいと思っっているということも大前提がそこなんです。なので本人の説明をこういうふうに加えるのが当然というか。今回のこの会議の委員の方、委員長はこの発言を議会だよりに、それこそ公正にのせたいなと思っっています。

佐々木職務代理者：話が少しずつ少しずつずれることが多いので、話をもとに戻したいんです。委員長が最初ここで発言したのは、前段の部分については縮めたりどうしたりいろいろあるでしょう。先ほどの囲みの記事これが問題だと申し上げております。今言ったことを問題にしているんじゃない。囲みの記事というのは普通はいろんな情報を提供する者については、普通は編集委員の見解になるのが多いんですが通常は。その点を問題にしているんじゃないで、その前のところで結論付けについてどうのこうのということは全く問題にしていない。そのことを分けて話してもらえませんか。囲み記事のことについての話なんです。

真邊委員：小協議員の質問の問答だけでいくと、おそらく見た方は意味がさっぱりわからないだろうというので、注釈ですよ。これ読んでいただければ当事者は良くわかっていますけれども、読んでいくと何のことやらということがすごく多いんです会議の内容で。おっしゃることはわかりますよ。この内容自体がそちらが希望されているというか、事実じゃないことを書かれているということがあられるかもしれないし、偏りがあるというのはおっしゃることはわかりますけれど、この問答の注釈というか、こういうことを言っているんですよという説明書きとしてしかないの、おそらく。

濱崎選管委員長：だとすれば聞かずしてという言葉の表現の使い方はおかしい。

寺田委員長：議会だよりの文言、その他はまた置きたいと思っいます。

真邊委員：受任者の主張を聞くことなくというのは、事実だと思っるのでこれは虚偽でもなんでもないので。

濱崎選管委員長：ですから最初から申し上げているように聞く必要がなかったから、我々はことを進めたわけですから。その事実誤認といいますかその付近だけはしっかりしてもらいたい。所管事務調査の事実関係は知らないことであって。あなたたちがまだ議員になられない時期の話ですから、その事実関係を知らなかったというのはわかりますけれど、小協議員は12月議会で自分のことを吐露しているんですよ。ですからこれを知らなかったというわけにはいかないと思っいます。

真邊委員：その点だけで賛成しているわけではないので、そこを切り分けて考えていただきたいなと思っいます。公正公平かというところだけなので。

## 選挙管理委員意見陳述

寺田委員長：整理します。

他に委員の方で確認しておきたいことはありませんか。

要するに罷免に値する職務違反があったかどうかということが大きな論点になるだろうと思いますけど。その点を踏まえて議論をしていただきたい。

真邊委員：その点については、今選管委員長と委員の方からの意見があって、十分わかりました。24日の公聴会で、これに賛成者の意見がありますよね。その上での話になるかなと思うんですけど。

寺田委員長：もちろんそうですよ。今ここで確認すべきことはね選管としての著しい職務違反があったのかどうかというところを確認していただきたい。その点でなければこれで終わりたいと思いますが。

濱崎選管委員長：これからの流れを確認しておきたいのですが、小脇さんもそうですが、我々委員も聴取されたわけですから、何れこれは罷免動議を採決する段取りになると思いますが、委員会の決定が、そして委員長報告をもってさらに全員で決定するという手順を踏むわけですね。

寺田委員長：全国に例がなく、参考になる書物が少ないが運びとしてはその通りで、24日口述の告示をして、罷免すべきという方が3名出ておりますので、おおむね20分以内で意見を聴取したいと思います。そのあとで日を改めて委員会を招集して一定の結論を導いて、それが1回なのか2回なのかわかりませんが6月議会に総務委員の意見として委員長報告をして、本会議で他の意見、議員の皆さんも踏まえたうえで裁決をすることになると思います。

濱崎選管委員長：私どもの発言の機会というのは最後というわけですね。

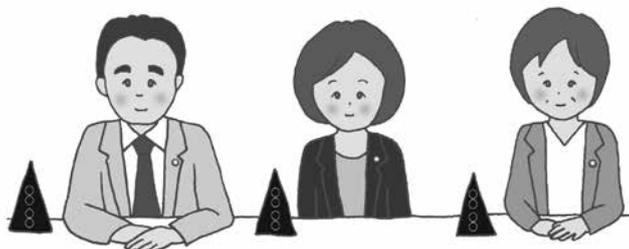
寺田委員長：今日が最後です。

濱崎選管委員長：はっきり申し上げておきます。申し上げてきたように非常に理不尽な罷免動議だと思います。よもや屋久島町議会でこれらの動議が採択されるとは思いはしませんが、もしそういったことが採択というようなことになれば、屋久島町議会の正義も民主主義もないと私は言いたい。以上です。

寺田委員長：ほかの委員の皆さんよろしいですか。

佐々木職務代理者：最終的に確認ですけど、罷免につきましては自治法184の2、ここに書かれていること以外では罷免はできませんので、ここの所をきちんと再確認をしながらお願いしたいと思います。以上です。

寺田委員長：改めて聞きます他にありませんか。  
以上で会議を閉じます。



# 各委員会・議会動向

10月より委員構成が変わりました！  
ご紹介します

## 常任委員会

### 総務文教常任委員会

委員長 大角 利成  
副委員長 岩山 鶴美  
委員 眞邊 眞紀  
榎 光徳

” ” ” ” ”  
岩川 俊広  
寺田 猛  
高橋 義友  
眞邊 有次

### 産業厚生常任委員会

委員長 石田尾茂樹  
副委員長 上村富士高  
委員 相良健一郎  
渡邊 千護  
小脇 清保  
日高 好作  
下野 次雄  
” ” ” ” ”  
岩川 修司

## 議会運営委員会

委員長 榎 光徳  
副委員長 岩川 修司  
委員 石田尾茂樹  
大角 利成  
日高 好作  
下野 次雄  
寺田 猛

## 決算審査特別委員会

委員長 榎 光徳  
副委員長 岩山 鶴美  
委員 相良健一郎  
上村富士高  
大角 利成  
石田尾茂樹  
日高 好作  
寺田 猛

## 熊毛地区消防組合議員

大角 利成  
岩川 俊広

## 議会広報委員会

委員長 岩山 鶴美  
副委員長 眞邊 有次  
委員 相良健一郎  
上村富士高  
” ” ” ” ”

## 議会動向〈令和元年9月～11月〉

令和元年

9月11日	第3回議会定例会(～24日)	11月2日	屋久島夢祭り(安房)
30日	エコツーリズム推進協議会	5日	ぽんかん導入95周年記念 屋久島ぽんかん祭
10月7日	令和元年度第2回熊毛地区消防組合 議会定例会	8日	市町村一部事務組合監査
8日	議会決算審査特別委員会審査(～17日)	12日	離島振興市町村議会議長全国大会、 町村議会議長全国大会及び郡町議 議長行政調査(～14日)
13日	第12回町民体育祭(健康の森公園)		屋久島町戦没者追悼式 (安房総合センター)
16日	離島町村議会議長行政調査(長島町)	17日	第11回屋久島町駅伝競走大会
18日	第8回全員協議会	22日	市町村総合事務組合議会定例会
21日	議会決算審査特別委員会現地調査 (屋久島内)	24日	第12回関東屋久島会定期総会 第9回屋久島町文化祭
		28日	第6回議会運営委員会
		29日	第66回熊毛地区植樹祭(屋久島町)

全員協議会において議長より議員へ(議員の発言について)次のように注意指導がなされました。

議会での議員の発言は最大限保障されなければなりません、それを無制限に認めることはできません。どの質疑においても自己の意見を述べることはならないとされています。

また、国会議員に認められている免責特権のような保証は無いことから、本会議や委員会での議長等の発言許可を得た発言に対しても法的責任が発生し得ることもあります。

このことを踏まえ、発言には最大限の配慮と責任を持っていただくことを共通認識を持って対応していただきたい！

全員協議会とは…町から政策の補足的説明を受けたり、議員の意思統一を図る会議。

# お知らせ



(小瀬田県道沿いのコスモス)

## 議会の傍聴に お越しください

### ▼新庁舎議場

だれでも自由に傍聴できます。  
受付簿に住所、氏名をご記入いただくだけです。  
▼フォーラム棟でライブ配信もします。

## 編集後記

皆様、どのようなお正月をお迎えになられましたでしょうか？

昨年は島の子どもの活躍にたくさん元気をもらえた年でもありましたが、反面、屋久島においても、また日本中でも災害の多い年であり、自然災害の怖さを思い知らされた年でもありました！

各集落で避難訓練等も実施されていますが、いつ発生するかわからない災害に備え一人ひとりが常日頃から防災対策をしておくことの重要性を改めて認識させられました。

私達議員も、各委員会のメンバーが変わり、心機一転してまいります。

12月に発行しておりました議会だよりを今回は新春号として発行させていただきます。

皆様におかれましては、この一年が素晴らしい年でありますように、心からお祈りいたします。何卒、本年もよろしくお願ひ申し上げます。  
(岩山)

発行責任者

議長 長 岩川 俊広

編集責任者

議会広報委員会

委員長 岩山 鶴美

副委員長 真辺 有次

委員 上村富士高

相良健一郎

